平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	7	府 省 庁 名　農林水産省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ（農協関係）
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 各事業年度内において会社更生法の更生計画の認可決定が行われるなど企業の財務状況が著しく悪化した場合に貸倒償却が認められており、また、引当金については、「個別評価金銭債権」及び「一括評価金銭債権」の損失の見込み額として貸倒引当金勘定に繰入れた金額のうち、繰入限度額内で損金算入する。 ・特例措置の内容 農協系統金融機関について、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て等の一定の事実が生じている場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を引き上げること。
関係条文	地方税法 23 条、24 条、51 条、72 条の 2、72 条の 12、292 条、294 条、314 条の 6 法人税法 22 条、52 条、57 条、80 条、同法施行令 96 条、租税特別措置法 66 条の 13
要望理由	現行制度上、税務と会計の損失認識の時期には大きな差異が存在し、税務上損金算入が認められる貸倒れに係る償却・引当の範囲は限定的となっている。特に、法的整理手続開始の申立て等が生じた場合の税務上の貸倒引当金の繰入限度額（回収不能見込額）は、実際の回収不能額と大きく乖離している。 より強固な金融システムを構築するためには、実態と乖離した税務上の貸倒引当金繰入限度額を見直し、資産として脆弱な繰延税金資産の発生を抑制する必要がある。 税務と会計の損失認識時期の差異を縮小し、繰延税金資産の発生を抑制することは、農協系統金融機関の自己資本の質の充実に繋がり、より強固な金融システムの構築に資するものと考える。
減収見込額	（初年度）　－　　（平年度）　－　　（単位：百万円）
地方税以外の措置 既存	・国税　　・融資、補助金その他
地方税以外の措置 22年度の要望	・国税　　・融資、補助金その他 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ
過去の要望経緯	平成 15 年度から要望している。
本要望に対応する縮減案	なし